

「令和 2 年度 越境 EC 事業支援補助金」交付の条件

「神戸市補助金等の交付に関する規則」、「令和 2 年度 越境 EC 事業支援補助公募要領」、及び「越境 EC 事業支援補助金交付要綱」に従うほか、特に以下の条件にはご留意下さい。
なお、上記の 3 点については神戸市海外ビジネスセンターホームページ (<https://www.kobe-obc.lg.jp/>) より必ずご確認下さい。

1. 補助対象経費について

(補助対象経費)

- ・越境 EC サイト構築費用（システム構築、サーバーレンタル費等）
- ・越境 EC コンテンツ制作費用（Web 制作、翻訳、写真・動画撮影等）
- ・マーケティング・広報費用（市場調査、プロモーション策定、広告費等）
- ・海外 EC モール出店初期費用等
- ・海外決済口座開設費用、海外での商品許認可取得費用、海外での知的財産権（商標・特許等）出願費用等
- ・その他補助対象事業の実施に市長が必要と認める経費

(留意事項)

- ・国内 EC・越境 EC を一体的に行う場合は、越境 EC にかかる経費のみが対象となります。
- ・消費税及び地方消費税を除いた金額となります。
- ・外貨でのお支払については、お支払時点の円換算額が対象経費となります。
- ・自社人件費・飲食費・旅費・宿泊費・備品購入費等については対象外です。
特に、パソコンやネットワーク機器などの備品購入費（ハードウェア）、販売用商品の仕入れ、製造、企画、材料費等の販売商品（プロモーション用に非売品として制作されたものは除く）に係る経費、個々の販売商品にかかる送料や販売手数料は補助対象外となりますので、実績報告時にはご留意下さい。
- ・対象外経費が含まれていた場合は、補助金額の算定から除かれます。

2. 補助対象期間について

『令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日まで』

- ・補助対象となる経費は、令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに発生したものに限り、したがって年間にかかる経費については、月数で按分した額が補助対象経費となります。

3. 事業の実績報告について

交付決定を受けた企業は、補助対象事業の完了後 10 日以内、又は令和 3 年 2 月 10 日のいずれか早い日までに、下記の書類を提出して下さい。

[提出書類]

- ① 事業実績報告書（様式第 7 号その 1～その 2）
- ② 補助対象経費が確認できる書類
- ③ 構築した越境 EC サイトのプリントアウト等（サイトのアドレスが分かるもの）
- ④ プロモーション費用については、プロモーション実績が分かるもの

また、⑤補助対象経費の領収書を、補助対象事業完了後 1 ヶ月以内、又は令和 3 年 2 月 28 日のいずれか早い日までに提出して下さい。

その他、必要に応じて、追加で書類をご提出頂くことがございます。

4. 申請時に複数の経費をまとめて一括で記載している場合は、実績報告時には必ず経費の内訳が分かるように明細書等を提出して下さい。
 5. 事業実施後に経費支出金額に増額があった場合でも、受給できる補助金の額の上限は、本交付決定通知書に記載のある補助金額となります。
 6. 補助事業者の要件(交付要綱第2条)は、交付決定時のみならず補助事業の完了時にも満たしている必要がありますので、補助金交付対象期間内に神戸市外に本社又は主たる事業所を移転された場合等は、交付対象外となることにご留意下さい。
 7. 本事業については、本市よりの問い合わせや是正のための措置を求める場合がありますので、これに遅滞なく応じて下さい。
 8. 補助金を他の用途に使用する、虚偽の報告を行う、規則等に従わないなどの場合には、補助金交付決定の取消を行うことがあります。
 9. 補助事業を変更する又は中止する、期間内に完了しない、業務遂行が困難になった場合又は上記の補助事業と同一案件で他の補助金を受けた場合等は、遅滞なく補助事業計画変更等届出書(様式第6号)により届出して下さい。但し、軽微な変更(補助金額の総額に変更がなく、補助対象経費の各区分において補助金額の20%を超えない範囲で変更しようとする場合)はこの限りではありません。
- ※様式は神戸市海外ビジネスセンターホームページ(<https://www.kobe-obc.lg.jp/>)よりダウンロードして下さい。
10. 今回の補助事業の採択を以てお取扱の製品や越境ECサイトに対して本市が保証を与えるものではございません。例えば、「この製品は神戸市補助事業によって採択され、製作されたものです」等誤解を与える表現を使用されることのないようご留意下さい。
 11. 補助事業の執行についてご不明な点があれば、下記までお問い合わせ下さい。

神戸市経済観光局経済政策課(神戸市海外ビジネスセンター)

電 話 : (078)231-0222

E-mail : asia-biz@office.city.kobe.lg.jp

〒650-0083 神戸市中央区浜辺通 5-1-14 神戸商工貿易センタービル 4 階

(お問い合わせは土・日・祝を除く 9:00~12:00、13:00~17:00)